

2023年1月吉日

東京保険医協会 会員各位

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-7 KDX 新宿ビル4F
東京保険医協会 会長 須田 昭夫
TEL 03-5339-3601 FAX 03-5339-3449

「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」原告団参加への呼びかけ

拝啓 会員の先生方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

当協会は、本年4月施行予定の省令（改正療養担当規則）、すなわち、マイナンバーカードによる電子資格確認に向けた体制整備義務の撤回を求める活動に取り組んできました。しかし、昨年12月に開催された厚労省中医協総会では、4月から原則義務化実施を強行することが決定されました。義務化が猶予される経過措置は極めて限定的であり、政府・厚労省は昨年閣議決定（骨太方針2022）の通り、マイナンバーカード資格確認・保険証廃止に突き進む構えです。

しかし、この省令を精査すると健康保険法の委任の範囲を逸脱した憲法第41条違反等の違憲・違法性があること、および、憲法上保護された医療活動の自由に対する権利侵害にあたることが判明したため、憲法訴訟で実績のある弁護団の協力を得て、法的な対応の準備を進めてきました。

その結果、当協会会員を中心に保険医と歯科保険医による原告団を結成し国を相手として提訴に踏み切ることを1月開催の理事会で決定致しました（一次訴訟）。過去のオンラインレセプト訴訟に鑑み、全国に広げて数千人規模の原告団（二次訴訟）を目標にしております。既に、原告団への参加を表明した大多数の理事が弁護団への委任状に署名捺印を終えています。

請求の趣旨は、1. 保険医療機関が、患者から健康保険法3条13項に規定するマイナカードによる電子資格確認により療養の給付を求められた場合に、（1）電子資格確認によって療養の給付を受ける資格確認義務がないこと、（2）そのためにあらかじめ必要な体制を整備する義務がないこと、の2点を確認すること。2. 違憲・違法な省令制定とそれに関連した政府の動向による保険医としての職業活動またはその継続に対する不安のための精神的苦痛による損害賠償の請求です。

原告には保険診療を行う医師・歯科医師であれば誰でも参加することができます。先生方には一切負担は生じません（※添付した原告団参加に係るQ&Aをご参照ください）。提訴に賛同し、原告団に参加していただける先生は下記申込書にご記入いただき、FAXにて協会事務局へお送りください。折り返し、事務局から必要書類をお送りいたします。

参加ご希望の先生におかれては、早急にお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

原告団参加申込書

○私は、オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟の原告団に参加します。

氏名 _____ 医療機関名 _____

〒

住所 _____ TEL _____

東京保険医協会 事務局 行

FAX 03-5339-3449